

「コムストックローン約款」【イージー・コムストックローン】一部改正新旧対照表

大阪証券金融株式会社

[実施日：平成23年4月1日]

(下線箇所は改正部分)

新	旧
<p>第1条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、大阪証券金融株式会社（以下「大証金」といいます。）のイージー・コムストックローン（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様とSMBC日興証券株式会社（以下「提携証券会社」といいます。）および大証金との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 〔現行どおり〕</p> <p>第2条（融資要領）</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 〔現行どおり〕</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する大証金の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、大証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>① お客様が提携証券会社と証券取引口座に関する契約を締結し、同契約が有効に維持されており、かつ、<u>提携証券会社のオンライントレード</u>（提携証券会社の提供するインターネットを通じた証券取引サービスおよび情報サービス）を利用でき、利用にあたっての制限がないこと。</p> <p>② <u>提携証券会社のオンライントレード</u>の買付可能額計算を「前受方式」とすることに同意していただいていること。</p> <p>③～⑨ 〔現行どおり〕</p> <p>(3)～(6) 〔現行どおり〕</p> <p>2～5 〔現行どおり〕</p> <p>第3条～第15条 〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成23年4月</p>	<p>第1条（趣旨）</p> <p>1 この約款は、大阪証券金融株式会社（以下「大証金」といいます。）のイージー・コムストックローン（以下「コムストックローン」といいます。）を利用されるお客様と日興コーディアル証券株式会社（以下「提携証券会社」といいます。）および大証金との間の取引に関する事項を定めたものです。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>第2条（融資要領）</p> <p>1 契約の成立および契約期間</p> <p>(1) 〔略〕</p> <p>(2) 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前号に規定する大証金の審査において、適当と認められないものとします。なお、審査の結果、契約を締結できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、大証金の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>① お客様が提携証券会社と証券取引口座に関する契約を締結し、同契約が有効に維持されており、かつ、<u>「日興イーリートレード」</u>（提携証券会社の提供するインターネットを通じた証券取引サービスおよび情報サービス）を利用でき、利用にあたっての制限がないこと。</p> <p>② <u>日興イーリートレード</u>の買付可能額計算を「前受方式」とすることに同意していただいていること。</p> <p>③～⑨ 〔略〕</p> <p>(3)～(6) 〔略〕</p> <p>2～5 〔略〕</p> <p>第3条～第15条 〔略〕</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>平成20年11月</p>